

玉野市告示第 54 号

玉野市届出避難所設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

玉野市長 柴 田 義 朗

玉野市届出避難所設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、届出避難所の認定及びその運営等に関し必要な事項を定めることにより、各地域における避難場所の充実及び避難生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「届出避難所」とは、市民が自主的に開設し、運営する避難所として認定を受けたものをいう。

(届出避難所の要件)

第 3 条 届出避難所の認定を受けようとする施設は、次の各号のいずれかの条件を満たしているものとする。

- (1) 浸水想定区域（計画規模）外にあること。
- (2) 土砂災害警戒区域外にあること。
- (3) 津波浸水想定区域外にあること。
- (4) 大規模な地震に対して、倒壊や崩壊の危険性が低い建物であること。

(申請者)

第 4 条 届出避難所の認定の申請ができる者は、自主防災組織及び地域コミュニティのほか、これらに準じるものとして市長が認めるもの（以下「自主防災組織等」という。）とする。

(申請等)

第 5 条 届出避難所の認定を受けようとする自主防災組織等は、対象となる施設の所有者又は管理者の同意を得て、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、認定の適否を決定し、当該自主防災組織等に通知するものとする。この場合において、市長は、開設に関する条件を付することができる。
- 3 前項の規定による認定を受けた自主防災組織等（以下「設置者」という。）は、当該届出避難所を廃止しようとするときは、所定の届出書により市長に届け出なければならない。

(開設及び運営)

第 6 条 届出避難所の開設及び運営は、設置者が行うものとする。

- 2 市は、届出避難所に職員の派遣を行わない。
- 3 設置者は、原則として届出避難所に避難してきたすべての者を受け入れるものとする。

(費用負担)

第 7 条 届出避難所の運営に係る経費は設置者の負担とする。ただし、次条の備蓄品の購入に係るものは市の負担とする。

(備蓄品)

第 8 条 市長は、別表の区分に基づき、必要と認める数量の備蓄品を届出避難所に配備するものとする。

2 設置者は、備蓄品を適切に管理することとし、届出避難所の運営に伴って備蓄品を消費したとき、又は使用期限等を経過したときは、市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告があったときは、備蓄品を補充するものとする。

(開設等の報告)

第9条 設置者は、災害時において届出避難所を開設したとき又は閉鎖したときは、その旨を直ちに市長に報告しなければならない。

2 設置者は、届出避難所に避難した者があったときは、その人数等を速やかに市長に報告しなければならない。

(支援物資の提供)

第10条 災害時における届出避難所への支援物資は、最寄りの指定避難所において引き渡すものとする。

(研修、訓練等)

第11条 設置者は、市が行う研修、訓練等に積極的に参加し、地域防災力の向上を図るよう努めなければならない。

2 設置者は、届出避難所を利用すると想定される地域住民に対して研修、訓練等を実施し、届出避難所の利用に関する理解促進に努めるものとする。

(登録の変更又は取消)

第12条 市長は、土砂災害警戒区域の指定や浸水想定の見直し等により、届出避難所に災害発生の危険性が生じたと判断される場合は、当該届出避難所の登録の取り消し、又は開設に関する条件を新たに付することができる。

(損害賠償等)

第13条 届出避難所の運営又は利用に伴い生じた損害については、市はその責を負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

物資	数量
毛布	20 枚
食料（アルファ米）	20 食
水（500mL）	24 本